

## 告示第38号

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成25年2月8日

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 エブリー向島店  
所在地 尾道市向島町字池田新開戊539番地1
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) 名称 (仮称) エブリー向島店  
(変更後) 名称 エブリー向島店
- 3 大規模小売店舗の変更をする日  
平成25年1月29日
- 4 変更する理由  
名称が確定したため
- 5 届出年月日  
平成25年2月4日
- 6 届出書等の縦覧場所  
尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）  
尾道市向島支所しまおこし課（尾道市向島町5531番地）
- 7 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
  - (1) 期間  
平成25年2月8日から平成25年6月7日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
  - (2) 時間帯  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 8 意見書の提出  
法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。
  - (1) 提出期限  
平成25年6月7日
  - (2) 提出先  
尾道市産業部商工課